

◆施工にあたってのポイント

工事検査課

令和8年6月5日

- 1 雨休率、猛暑日を考慮した作業所要日数及び準備・片付け期間を設け工期設定を行っております。完成届出書等の提出時期は監督員の確認を受けたうえで余裕をもって提出いただけますよう全体工程の管理をお願いいたします。また、完成書類における提出書類の綴り方についても定めております。不足書類の防止や事務処理の効率化につながりますので、ご協力をお願いいたします。
- 2 業務の効率化及び生産性向上を図るため、情報通信技術を活用した情報共有システムの試行を実施しております。設計額 500 万円以上の工事を対象に、受注者希望型で実施しておりますので、受注者の皆様には積極的な利活用をお願いいたします。
- 3 今年度より、電子納品運用ガイドラインを策定し、電子納品を円滑に実施するための必要事項を示しております。これにより、書類作成の効率化、省資源化、コスト削減、品質向上を図ることができますので、金額に関わらず全ての建設工事が対象となります。受注者の皆様におかれましては、従来のカラー印刷による紙媒体での納品から、電子媒体での納品への変更にご協力いただきますようお願いいたします。
- 4 今年度より、業務の効率化を目的として、受注者がモバイル端末等を活用し、現場から離れた場所にいる監督員等が立会いや検査を行うことができる「遠隔臨場」を試行的に実施しております。遠隔臨場の活用により、立会いや検査に伴う移動時間の削減や日程調整の効率化が期待できます。また、現場ファーストの実現に向けて現場での立会い機会が増加していることから、立会い日時の調整が容易な「遠隔臨場」の活用についてもご検討いただきますようお願いいたします。
- 5 新規入場者安全教育や重機の保守点検記録などの安全関係書類については、完成書類と併せて原本をご提出いただくなど、書類作成の省力化及び提出書類の削減等に向けた取組にご協力をお願いいたします。
- 6 施工計画書には一般的事項だけでなく、その工事の特殊性に対する対策、その現場に合わせた内容等も記載してください。（段階確認実施予定、現場の地理的制約、近隣住民への振動・騒音・ほこり等に関する配慮、児童・生徒の安全確保、材料・工法の特殊性、交通規制計画図等）
- 7 設計書に施工条件明示事項の添付により施工条件や仕様等を集約し、特記仕様書を兼ねております。ここに示す仕様や様式等は、市のホームページに掲載していますので、ご確認ご活用ください。

(裏面に続く)

- 8 下請契約を締結する場合、元請業者が施工体制台帳・施工体系図を作成し、公衆の見やすい場所に掲示する必要があります。また、施工体制台帳の写しやそれに伴う必要書類(配置技術者の資格証の写し、配置技術者の雇用関係を証する書面、下請契約を締結する全ての内訳のわかる契約書(請書)の写し、作業員名簿など)を添付し、発注者に提出する必要がありますので、徹底していただけますようお願いいたします。
- 9 設計書との相違事項につきましては、協議書の提出を徹底していただきますようお願いいたします。特に、残土及び廃材の処分先を変更する場合には、まず協議書を提出し、担当課の回答を得たうえで、処分計画書を提出するよう徹底してください。
- 10 検査時に確認できない不可視部分の施工や仮設工事につきましては、工事写真帳にその施工状況や出来形がわかるような写真管理をしていただけますようお願いいたします。(仮舗装、仮設管、配管、足場、土留め、材料の養生状況等)
- 11 令和8年4月に富士宮市土木工事共通仕様書を改定し、静岡県と同様に「ワンデーレスポンス」や「ウィークリースタンス」の実施に努める旨を明記しました。「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいい、「ウィークリースタンス」とは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいいます。これらの取組により、現場における手戻りや待ち時間の削減を図り、工期短縮やコスト縮減などの効果が期待されます。受発注者双方が協力し、働き方改革及び業務効率化を推進していきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- 12 その他

今後の研修会の参考とさせていただくため、お聞きになりたい講演テーマや、本日の研修会に関するご質問がございましたら、下記の URL または QR コードよりご回答ください。

回答期限:6月12日(金)まで

URL <https://logoform.jp/f/j0J1P>

